

京 都 大 学 総 合 博 物 館 一 般 観 覧 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(開館日)</p> <p>第2条 博物館は、毎年1月5日から12月27日まで開館するものとする。ただし、月曜日及び火曜日は、休館とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(観覧料)</p> <p>第5条 観覧料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人観覧料</p> <p>一般 1人 400円</p> <p>高等学校以上の生徒又は学生 1人 300円</p> <p>小学校の児童又は中学校の生徒 1人 200円</p> <p>(2) 団体観覧料</p> <p>団体観覧とは、20人以上の者が責任者の引率のもとに同時に観覧する場合をいい、その責任者は団体観覧者20人ごとに1名の割合で無料にすることができる。</p> <p>一般 1人につき 300円</p> <p>高等学校以上の生徒又は学生 1人につき 200円</p> <p>小学校の児童又は中学校の生徒 1人につき 100円</p> <p>(学術研究上の観覧)</p> <p>第6条 学術研究、その他の理由により特別の観覧を希望する者は、館長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者の観覧は無料とする。</p> <p>(職員等の観覧)</p> <p>第7条 京都大学の職員及び学生が観覧する場合に</p>	<p>(開館日)</p> <p>第2条 博物館は、毎年1月5日から12月27日まで開館するものとする。ただし、月曜日、<u>火曜日、6月18日(創立記念日)及び8月第3週の水曜日(夏季一斉休業日)</u>は、休館とする。</p> <p>(観覧料)</p> <p>第5条</p> <p>(同 左)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者における観覧料は、無料とする。</u></p> <p>(1) <u>障害者等(障害者とその介護者1名を含む。ただし、2名以上の介護を要する場合はその2名以上を同等に扱う。)</u></p> <p>(2) <u>70歳以上の者</u></p> <p>3 <u>前項第1号に該当する者は障害者手帳等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、又は被爆者健康手帳)、第2号に該当する者は年齢を証明する証を、入館の際に提示しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、京都大学又はその他の行事等の実施日のうち館長が特に必要と認めた日は、観覧料を無料とする。</u></p> <p>(特別観覧)</p> <p>第6条 学術研究、その他の理由により特別の観覧を希望する者は、<u>あらかじめ所定の様式による申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>特別観覧は、無料とする。</u></p> <p>(京都大学の教職員及び学生等の観覧)</p> <p>第7条 京都大学の<u>教職員、学生及び名誉教授の観</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>は、<u>無料</u>とする。</p> <p>2 前項の場合には、入館の際に、身分証明書又は学生証を<u>提示し、所定の手続をしなければならない。</u></p> <p><u>い。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p><u>覧料は、無料</u>とする。</p> <p>2 前項の場合には、入館の際に、身分証明書又は学生証を<u>提示しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年7月14日から施行する。</p>